

第5回議会運営活性化推進協議会 協議概要

- 1 日時 令和2年1月15日（水）
午前11時10分から午前12時16分まで
- 2 会場 議事堂3階 第1委員会室
- 3 出席者 （委員）岩井委員長、段木副委員長、
石川委員、阿部委員、植草委員、秋葉委員、小川委員、
麻生委員、白鳥委員、三瓶委員、桜井（秀）委員、森山
委員、近藤委員、中村委員、福永委員
（オブザーバー）松井議員
（事務局）鎌田事務局長 他10人

4 傍聴者 なし

5 協議事項及び協議結果

※今回も前回に引き続き、文書共有システムの試行運用を以下のとおり実施した。

- ・紙資料を基本とし、文書共有システムを併用した。
- ・委員個人所有のタブレット及びスマートフォン、事務局より貸与したタブレットにより、会議資料を閲覧しながら協議を進めた。

（1）災害対応について

<協議内容>

前回会議での意見を踏まえ、災害対応における議会としての課題のうち、「災害対策会議のあり方に関すること」、「情報伝達・情報共有に関すること」に対する考え方・対応方針について、委員長より正副委員長案が提示され、案のとおり了承された。

その後、もう一つの課題である「議会運営に関すること」について、前回に引き続き協議を行った。

ア 議会運営に関することについて

<主な意見>

- ・災害時に、議運を開催できない場合には、代替手段についてあらかじめ取り決めておき、最終手段として、各会派の意見を聞いた上で、議長が判断するなど一定のルールが必要と考える。
- ・議会運営について協議を行う場合は議運であり、開催することが大原則であるが、物理的に開催できない場合は、ICTを活用した方法も模索すべき。
- ・災害時に、議長が欠けた場合の取扱いについては、他市の事例に倣い、本市の実情に即したルールを作ればよい。

- ・災害が発生した際には、執行部と連携して日程変更を協議するなど、昨年の災害を教訓として対策を講じてほしい。
- ・災害時の質疑、質問等の取り下げ等の取扱いについては、一定のルールが必要と考える。
- ・災害時に、急遽質疑等ができなくなった場合、内容を残しておくべきと考え、文書質問制度の導入を検討すべき。
- ・文書質問制度の導入に当たっては、一定のルールが必要と考える。
- ・視察実施の可否においては、何らかの判断基準を設けることが必要であり、昨年の事例を教訓にして、種々検討すべき。
- ・災害時にかかわらず、視察そのものに対する意識に温度差があるように思うことから、視察のあり方について議論してほしい。
- ・災害対策本部が設置されている間は、視察を実施しないなど、迷わず判断できる基準を設けるべき。

<協議結果>

委員会視察については、会派持ち帰りとなり、次回会議にて各会派から報告後、協議することとなった。

委員会視察以外の項目については、正副委員長において、本日の意見をまとめて、次回の会議で考え方を示し、協議することとなった。

(2) その他

事務局よりグループウェア研修の受講及びグループウェアの使用開始日について、会派内への周知を依頼した。

(3) 次回の開催日程について

令和2年2月6日（木）午前10時から開催することとした。